



2025 年 7 月 3 日

各 位

会 社 名 株式会社ベイカレント
代表者名 代表取締役社長 北風 大輔
(コード番号：6532、東証プライム)
問合せ先 取締役最高財務責任者 中村 公亮
(TEL. 03-5544-9331)

(変更)「譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ」 の一部変更に関するお知らせ

2025 年 6 月 18 日に公表しました「譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ」の一部に変更の必要が生じたので、以下のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

本日付の当社取締役会において、2025年6月18日開催の取締役会で決議した当社の幹部社員に対する株式報酬について、これまでの成果や今後の重要性を鑑み、一部幹部社員の株式報酬について見直し、処分株式数の変更（増額）する旨の決議を行ったため、2025年6月18日公表の内容を一部変更するものです。

2. 変更箇所

変更箇所には下線を付して表示しております。

(変更前)

1. 処分の概要

(1) 処分期日	2025年7月 <u>14</u> 日
(2) 処分する株式の種類及び数	当社普通株式 <u>176,938</u> 株
(3) 処分価額	1株につき 7,497円
(4) 処分価額の総額	<u>1,326,504,186</u> 円
(5) 処分先及びその人数 並びに処分株式の数	当社の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。） 3名 61,093株 当社の幹部社員 40名 <u>115,845</u> 株
(6) その他	本自己株式処分については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件とします。

(中略)

4. 今回の処分内容

当社は、過半数が社外取締役である指名報酬委員会での諮問を経て、本日開催の当社の取締役会決議において、対象取締役等に対し、金銭報酬債権及び金銭債権を合計 1,326,504,186 円支給すること、対象取締役等が当該金銭報酬債権又は金銭債権の全部を現物出資財産として給付する方法により、対象取締役等に対して当社の普通株式合計 176,938 株を処分することについて決議いたしました。なお、当該金銭報酬債権又は金銭債権は、各対象取締役等が当社との間で本割当契約を締結することを条件として支給いたします。

本制度に基づく譲渡制限付株式報酬として対象取締役等に支給された金銭報酬債権又は金銭債権の内容は、それぞれ以下のとおりであります。

	支給人員	割当株式数	払込金額
当社の取締役（※）	3名	61,093株	458,014,221円
当社の幹部社員	40名	<u>115,845</u> 株	<u>868,489,965</u> 円

※社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。

5. 譲渡制限付株式割当契約の概要

(1) 譲渡制限期間

2025年7月14日から2028年7月22日までの期間とする。

本割当契約に定める譲渡制限期間（以下、「本譲渡制限期間」という。）において、対象取締役等は、本割当株式につき、第三者に対する譲渡、担保権の設定その他一切の処分行為をしてはならない。

（後略）

（変更後）

1. 処分の概要

(1) 処分期日	2025年7月 <u>18</u> 日
(2) 処分する株式の種類及び数	当社普通株式 <u>177,871</u> 株
(3) 処分価額	1株につき 7,497円
(4) 処分価額の総額	<u>1,333,498,887</u> 円
(5) 処分先及びその人数 並びに処分株式の数	当社の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。） 3名 61,093株 当社の幹部社員 40名 <u>116,778</u> 株
(6) その他	本自己株式処分については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件とします。

（中略）

4. 今回の処分内容

当社は、過半数が社外取締役である指名報酬委員会での諮問を経て、本日開催の当社の取締役会決議において、対象取締役等に対し、金銭報酬債権及び金銭債権を合計 1,333,498,887 円支給すること、対象取締役等が当該金銭報酬債権又は金銭債権の全部を現物出資財産として給付する方法により、対象取締役等に対して当社の普通株式合計 177,871 株を処分することについて決議いたしました。なお、当該金銭報酬

債権又は金銭債権は、各対象取締役等が当社との間で本割当契約を締結することを条件として支給いたします。

本制度に基づく譲渡制限付株式報酬として対象取締役等に支給された金銭報酬債権又は金銭債権の内容は、それぞれ以下のとおりであります。

	支給人員	割当株式数	払込金額
当社の取締役（※）	3名	61,093株	458,014,221円
当社の幹部社員	40名	<u>116,778株</u>	<u>875,484,666円</u>

※社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。

5. 譲渡制限付株式割当契約の概要

(1) 譲渡制限期間

2025年7月18日から2028年7月22日までの期間とする。

本割当契約に定める譲渡制限期間（以下、「本譲渡制限期間」という。）において、対象取締役等は、本割当株式につき、第三者に対する譲渡、担保権の設定その他一切の処分行為をしてはならない。

（後略）

以 上